一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会会員規程

（目的）

第１条　この規程は，一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の会員に関し，定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（入会手続）

第２条　協会の会員になろうとする者は，入会申込書（様式第１号）により申込みをし，会長の承認を得なければならない。

２　協会への入会の可否は，次に掲げる基準に従い会長が決定する。

　⑴　入会者が成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

　⑵　入会者（法人の場合は，その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団，同条第６号

に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

３　会長は，入会の可否を決定したときは，入会決定通知書（様式第２号）を入会者に通知するものとする。

（会費）

第３条　会費は，次のとおりとする。

　⑴　正会員は，年会費１口１万円とし，２口以上とする。

　⑵　賛助会員は，年会費１万円とする。

２　会員は，総会終了後定められた期日までに，会費を納入しなければならない。

ただし，新規加入の場合は，入会と同時に会費を納入するものとする。

３　既納の会費は，返納しないものとする。

（会費の納入方法）

第４条　会費は，現金払又は口座振込の方法により納入しなければならない。

（退会届）

第５条　会員は，退会届（様式第３号）を会長に提出することにより，任意にいつでも退会することができる。

（変更届）

第６条　会員は，入会申込書に記載した内容に変更が生じた場合には，速やかに変更届（様式第４号）を会長に提出しなければならない。

（委任）

第７号　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，理事会の承認を得て会長が別に定める。

　　　附　則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

様式第１号

入 会 申 込 書

　　年　　　月　　　日

一般社団法人

宇都宮観光コンベンション協会会長　様

　貴協会の趣旨に賛同し，会員として入会を申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員種別 | □　正会員　　※正会員は，総会の議決権があります。 | | | | |
| □　賛助会員 | | | | |
| 氏名又は  団体名 | フリガナ | | | | |
|  | | | | |
| 指定代表者  （役職・氏名） | ※正会員の場合，記載された方が議決権を行使する方となります。 | | | | |
| フリガナ | | | | |
| ㊞ | | | | |
| 住　所 | 〒　　　－ | | | | |
| 連絡先 | 電話 | （　　 ） | | FAX | （　　 ） |
| E‐mail |  | | | | |
| 担当者  （役職・氏名） |  | | | | |
| 会費の口数 | 口 | | 正会員として申し込みする場合のみ，ご記入ください  １口１万円／２口以上 | | |

◆特に退会届の提出がない場合は，次年度より自動継続更新となります。

様式第３号

退　会　届

　　年　　　月　　　日

一般社団法人

宇都宮観光コンベンション協会会長　様

　今般，下記の理由により貴協会を退会するのでお届けします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員名 | フリガナ | | | |
|  | | | |
| 指定代表者  （役職・氏名） | ㊞ | | | |
| 住　所 | 〒　　　－ | | | |
| 連絡先 | 電話 | （　　 ） | FAX | （　　 ） |
| 退会理由 |  | | | |

様式第４号

変　更　届

　　年　　　月　　　日

一般社団法人

宇都宮観光コンベンション協会会長　様

　入会申込書の内容に変更がありましたので，届出をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変　更　前 | 変　更　後 |
| 会員名 | フリガナ | フリガナ |
|  |  |
| 指定代表者  （役職・氏名） |  |  |
| 住　所 |  |  |
| 電話番号 | （　　　） | （　　　） |
| FAX番号 | （　　　） | （　　　） |
| E‐mail |  |  |